



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月4日金曜日 第287号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....(医療対策課).....84

農用地利用配分計画の認可.....(農政課農地・担い手対策室).....84

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....(会計課).....84

指定道路の指定.....(東予地方局四国中央土木事務所).....85

指定居宅サービス事業の廃止.....(中予地方局地域福祉課).....85

指定障害福祉サービス事業者の指定.....(").....85

道路の供用開始(県道広田双海線).....(中予地方局管理課).....85

指定居宅サービス事業者の指定.....(南予地方局地域福祉課).....85

指定介護予防サービス事業者の指定.....(").....86

指定居宅サービス事業の廃止.....(").....86

道路の供用開始(一般国道378号).....(南予地方局八幡浜土木事務所).....86

道路の供用開始(県道内子双海線).....(南予地方局大洲土木事務所).....86

人事委員会公告

令和4年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告.....(人事委員会事務局).....86

公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....(警察本部生活環境課).....90

告 示

○愛媛県告示第184号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年3月4日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地1	一般社団法人喜多医師会	令和7年2月26日まで

○愛媛県告示第185号

令和4年2月18日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁

○愛媛県告示第186号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

令和4年3月4日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
松山85号	松山市久米窪田町487の2	愛媛県計量振興協会	売りさばき人住所 松山市久米窪田町487の2 売りさばき所 松山市久米窪田町487の2	売りさばき人住所 松山市三番町八丁目234番地 売りさばき所 松山市三番町八丁目234番地	令和4年2月14日

業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和4年3月4日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(m ²)
農事組合法人これよし	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市三間町是能346番ほか352筆	203,301
農事組合法人黒川	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市三間町音地3番ほか82筆	76,555

2 認可年月日

令和4年2月24日

○愛媛県告示第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年3月4日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和4年2月24日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字馬木1194番1の一部及び1195番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 63.93メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年3月4日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 近藤医院	こんどうクリニック通所リハビリテーション	愛媛県伊予市灘町302番地6	令和4年3月31日	訪問リハビリテーション
医療法人 近藤医院	こんどうクリニック通所リハビリテーション	愛媛県伊予市灘町302番地6	令和4年3月31日	通所リハビリテーション

○愛媛県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年3月4日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510082	社会福祉法人 和泉蓮華会	愛媛県松山市和泉北一丁目20番18号	中 野 勇	就労定着支援	障害者就労支援センター アルムの里	愛媛県伊予郡砥部町重光280番地	令和4年2月1日

○愛媛県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字畑田甲1197番4から 同町上灘字成甲1051番2まで	令和4年3月4日

○愛媛県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年3月4日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 三善会	地域密着型特別養護老人ホーム ぎおん	愛媛県大洲市八多喜町甲100番地	令和4年1月1日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年3月4日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 三善会	地域密着型特別養護老人ホーム ざおん	愛媛県大洲市八多喜町甲100番地	令和4年1月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和4年3月4日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人共同連えひめ	共同連えひめ南予支部介護部	愛媛県大洲市東大洲137番地ホワイトコーポ原田東側テナント	令和4年1月21日	訪問介護

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市川上町上泊甲221番地1から 同町上泊甲161番地28まで	令和4年3月4日

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町河内2108番2から 同町河内2104番まで	令和4年3月4日
〃	〃	喜多郡内子町河内2088番3	〃

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和4年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告

令和4年3月4日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（男性（大学卒）の試験区分に限る。）を受けることにより、警視庁（東京都）又は兵庫県の警察官になるみちがありません。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都県	採用予定人員	職務内容
男性	大学卒	愛媛県	45人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁	3人程度	
		兵庫県	3人程度	
女性	大学卒	愛媛県	11人程度	

男性（大学卒）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後の志望都県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) **昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者**で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和5年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「昭和63年4月2日から平成13年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都県に直接問い合わせてください。

本試験と令和4年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験の内容		
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。		
	体力試験 （愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。		
			種目	基準	
				男性	女性
反復横とび			50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	
握力			45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	
上体起こし			25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	
腕立て伏せ	30回以上	15回以上			
20mシャトルラン	65回以上	35回以上			
			基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
スポーツ加点 （愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照）。			
		項目	基準		
		柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）		
		剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）		
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等				
			職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。		

身体検査	-	項目	基準
		視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。
		聴力	完全であること。
		その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。
		基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。**
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和4年5月7日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体力試験 身体検査	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	令和4年5月8日（日） 午前9時から正午まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。〕	教養試験		
第2次試験	6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			6月下旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和4年4月1日（金）午前8時30分から4月18日（月）午後5時15分まで
原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月11日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。4月28日（木）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

なお、令和4年9月末日までに大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者については、欠員の状況に応じて、本人の意向を確認した上で、令和4年10月1日に採用される場合があります。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、名簿に記載されても、令和5年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給（現行給料月額213,160円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

愛媛県以外の都県の試験結果の開示については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

スポーツ加点証明書類 提出先 開示請求先・問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 試験当日緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能
問 合 せ 先 開 示 請 求 先 (任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛媛県以外の都県に 関する問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	<p>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「スポーツ加点申請フォーム」(以下「申請フォーム」という。)から、必要事項を登録(提出)し、「証明書類」を簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください(登録(提出)期限:令和4年4月18日(月)午後5時15分(必着))。</p> <p>「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合、又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までには証明書類の原本又は追加書類を提出してください。)</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。) (4) 期限までに申請フォームの登録(提出)及び証明書類の提出がない場合(申請フォームの登録(提出)と証明書類の提出が両方必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)</p>
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	<p>出身校による全国大会参加証明書(原本) 上記の証明書類の提出を原則としますが、これを用意できない場合は、次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写しを提出してください。</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること。 (2) 地区予選を経て、全国大会に選手として出場したこと。 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること。 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)</p>	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月4日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表(第2条関係) 1 愛媛県公安委員会印						別表(第2条関係) 1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1~6						1~6							
省略						省略							

